

蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空家化の予防又は空家等の適切な管理若しくは利活用(以下「空家等対策」という。)に関する業務の提供ができる事業者を市の名簿(以下「協力事業者名簿」という。)に登録し、その情報の公開及び所有者等への提供を行うことにより、空家等対策に取り組む情報環境を整え、空家等対策の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 蒲郡市空家等適正管理条例(平成25年蒲郡市条例第17号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 条例第2条第4号に規定する所有者等をいう。
- (3) 協力事業者 空家等対策に関する業務を提供できる事業者として、協力事業者名簿に登録した者をいう。

(協力事業者の資格要件)

第3条 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 提供する業務について、必要な免許等を取得し、若しくは許可を得ていること又は必要な免許等を取得し、若しくは許可を得ている者と業務契約を行い、当該者が業務を実施すること。
- (2) 市内に本店、支店、営業所又は事業所があること。
- (3) 過去5年以内に法令等による処分を受けていないこと。
- (4) 蒲郡市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと。

(空家等対策に関する業務の種類)

第4条 空家等対策に関する業務の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等の樹木の剪定、草刈り等

- (2) 空家等の解体
- (3) 空家等のリフォーム
- (4) 空家等の家財処分
- (5) その他空家等対策に関する業務として市長が認めるもの
(登録の申請)

第5条 協力事業者として登録を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録申請書(第1号様式)に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 第3条第1号の要件を証するもの
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) 廃棄物処分計画書(第3号様式)
- (4) 提供する業務の内容及び料金を示したもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(情報の登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第3条に規定する要件に該当するかを審査し、適当と認めるときは、申請者に対して、蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録通知書(第4号様式)により通知するとともに、協力事業者名簿に登録するものとする。

- 2 前項に規定する審査により、適当でないと認めるときは、蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録却下通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 3 協力事業者名簿への登録の有効期間(以下「有効期間」という。)は、第1項に規定する登録の通知をした日から2年を経過する日が属する年度の末日とする。
(協力事業者名簿)

第7条 市長は、協力事業者名簿に、次に掲げる内容を登録するものとする。

- (1) 事業者名及びその代表者名
- (2) 提供する空家等対策に関する業務の種類
- (3) 事業者の連絡先等
- (4) その他市長が必要と定めるもの
(登録内容の変更)

第8条 協力事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録内容変更届(第6号様式)を市長に提出しなければならない

い。

(登録の更新)

第9条 協力事業者は、有効期間の更新を受けようとするときは、有効期間満了の日の30日前までに蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録更新申請書(第7号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第3条に規定する要件に該当しているかを審査し、適当と認めるときは、蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録更新通知書(第8号様式)により協力事業者に通知し、有効期間の満了の日を2年延長する。

3 前項に規定する審査により、適当でないと認めるときは、蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録更新却下通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(登録辞退の届出)

第10条 協力事業者は、第3条に規定する要件を欠くに至るとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに蒲郡市空家等対策協力事業者情報登録辞退届(第10号様式)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき。
- (3) 強引な手法又は事実誤認を与える営業活動若しくは表示を行ったとき。
- (4) 不要な業務の強要を行ったとき。
- (5) 故意に見積りの金額等を偽ったとき。
- (6) 著しく不適當な料金設定を行ったとき。
- (7) 協力事業者であることを広告等で表示したとき。
- (8) その他業務が著しく不適當又は不誠実であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、蒲郡市空家等対策協力事業者登録情報取消通知書(第11号様式)により協力事業者に通知するものとする。

(情報提供の方法)

第12条 市長は、協力事業者名簿について、市のホームページで広く周知を図る

とともに、所有者等の求めに応じて情報提供する。

(協力事業者の責務)

第13条 協力事業者は、空家等対策に関する業務の提供及び当該業務に関する相談について、誠実かつ適切に対応するとともに、市長の求めに応じて、その状況を報告するものとする。

(空家等対策に関する業務の提供に係る協議等)

第14条 空家等対策に関する業務の提供の内容、料金その他必要な事項については、協力事業者と所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第15条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。